



人権・同和問題に係る 研修への講師あっせん 制度をご存じですか

福岡県では、国・市町村・企業・地域などで行われる同和問題をはじめとする様々な人権問題に係る啓発及び研修の推進を図るため、「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を実施しております。

講師団講師あっせん事業とは、国・市町村・企業・地域などの依頼に応じて、知事が選任した講師をあっせんするものです。

企業・地域からの依頼については、講師に対する謝金・交通費は福岡県で負担します。

人権・同和問題の啓発に携わられている皆様におかれましては、人権・同和問題研修会の実施、指導者の育成など、平素から人権・同和問題への理解と啓発の推進にご尽力されていることに感謝を申し上げます。

企業・地域において、特に人権・同和問題の啓発を担当されている方の中には、人権・同和問題の研修を行いたいけど、どうしたらいいのだろう。知識もあまりないし、と困っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

福岡県では、企業・地域の啓発担当者の方のために、この「講師団講師のあっせん事業」を紹介し、ご活用していただくことにより、人権・同和問題の啓発に役立てていただきたいと考えております。

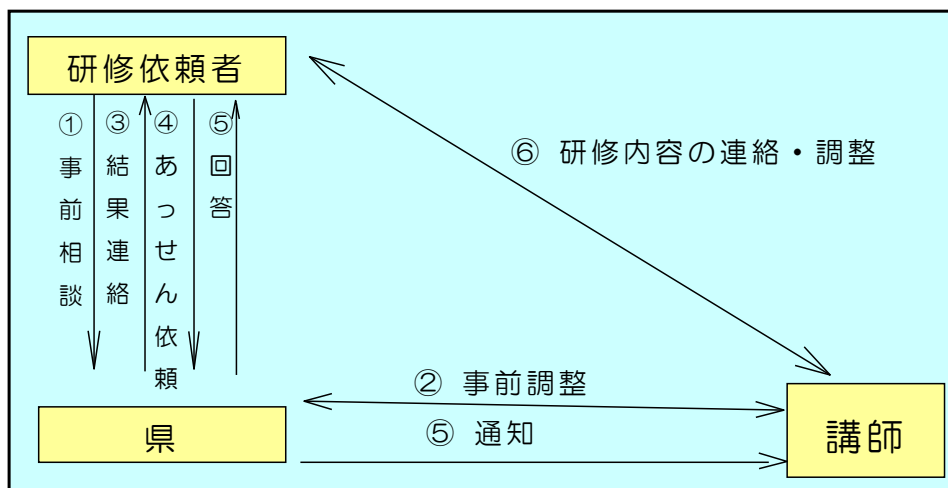
人権・同和問題研修に関してお困りの方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談、ご活用いただければ幸いです。

詳しい講師の依頼手続き等については、裏面をご参照ください。



ヒューマン博士
(福岡県の人権啓発
キャラクター)

1. 講師あっせん依頼手続き



- (1) 研修の計画（日時・場所・研修内容など）が決まりましたら、講師団情報誌「すばる」に掲載された講師団講師名簿の中からご希望の講師を2～3名選び、「すばる」表紙裏面に記載の「講師団講師あっせん依頼 事前相談票」に必要事項を記入の上、提出してください。（研修日の60日前ぐらいを目処にお願いします。）

なお、「すばる」は福岡県庁ホームページからダウンロードすることができます。

- <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/subaru.html>



(すばる掲載 HP)

- (2) 講師と調整した後、依頼者にご連絡しますので、あっせん依頼書（様式第1号）に必要事項を記入の上、研修日の40日前までに人権・同和対策局調整課まで提出してください。

2. 経費負担

企業・地域などが行う研修に講師をあっせんした際の講師への謝金・交通費については、福岡県が支払います。国及び市町村主催の研修については、主催者の負担となります。

なお、企業・地域などが行う研修であっても、「介護員等養成研修」の謝金・交通費については、主催者の負担となりますので、ご注意ください。「介護員等養成研修」の範囲は、「福岡県同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん要領（国及び市町村等）」を参照ください。

3. ご利用に関して

県では講師名簿・プロフィール等を掲載した講師団情報誌「すばる」を作成しております。手続きに必要な書類も掲載しております。

ご利用の際は、下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 管理係

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3324（ダイヤルイン）

FAX：092-643-3326